

副学籍による 交流及び共同学習の手引き



諏訪市教育委員会

目次

第一章	はじめに.....	2
1	基本理念.....	2
第二章	副学籍制度について.....	2
1	副学籍とは.....	2
2	副学籍制度の目的.....	2
第三章	交流及び共同学習の実施について.....	2
1	副学籍対象者.....	2
2	交流及び共同学習の実施.....	2
3	活動内容の具体例.....	3
4	実施の手順.....	4

※本手引きは、UD デジタル教科書体を使用しています。

第一章 はじめに

1 基本理念

- ◎ 諏訪市教育大綱にて「誰もが輝き 誰もが幸せ 新たな時代を切り拓き つながり続ける学びの和」を基本理念とし、特別支援教育に取り組みます。
- ◎ 教育振興基本計画における「豊かな心や健やかな体をはぐくむための取組」の一つとして、副学籍制度を活用し、特別支援学校に在籍する児童生徒と地元の小中学校に在籍する児童生徒との交流及び共同学習に努めます。

第二章 副学籍制度について

1 副学籍とは

- ◎ 副学籍とは、諏訪市における「副次的な学籍」のことです。
- ◎ 副学籍は、特別支援学校（在籍校）に所属する児童生徒の副次的な学籍を諏訪市内の小・中学校（副学籍校）に置く仕組みのことです。
- ◎ 特別支援学校と市内小中学校に二重で学籍を置く制度ではありません。

2 副学籍制度の目的

- ◎ 特別支援学校に在籍する児童生徒にとっては、自身の暮らす市内の子どもたちとふれあい、活動する場を広げ、「社会で自立できる自信と力」を育みます。
- ◎ 市内の小中学校の児童生徒にとっては、特別支援教育、インクルーシブ教育及び障がいに対する正しい理解を深め、心の障壁を作らない「ユニバーサルな心」を育みます。
- ◎ お互いを理解し、豊かな心の育成や個々の違いを認識し、さまざまな人々がいきいきと活躍できる共生社会の実現に繋がることが期待されます（ノーマライゼーションの理念に基づく教育）。

第三章 交流及び共同学習の実施について

1 副学籍対象者

- ◎ 特別支援学校の小中学部に在籍している諏訪市在住の全ての児童生徒は、市内の小中学校に副次的な学籍を置くことができ、副学籍校となります。

2 交流及び共同学習の実施

- ◎ 副学籍制度による交流及び共同学習の活動内容は、対象者本人及び保護者の希望・意向を踏まえ、在籍校と副学籍校間で十分に調整したうえで行われます。
- ◎ 意向確認に従い、市教育委員会から、保護者へは「副学籍校決定通知」を、在籍校及び副学籍校へは「副学籍による交流及び共同学習実施児童生徒一覧表」を送ります。

- ◎ 活動は、在籍校の教育課程上に位置付けられ、一人一人の「個別の教育支援計画」に基づいて実施します。
- ◎ 対象者本人、保護者、学校及び関係機関などと必要な連絡を取り合って実施します。
- ◎ 交流や共同学習に際しては、本人の障がい、健康状態及び感染症の流行状況によって、主治医の判断を仰ぐ場合もあります。

3 活動内容の具体例

◎ 間接的な交流、共同学習

- (1) 学校だより、学年だより、学級だより及び年間計画暦などの通知や、地域からの案内を届けます。
- (2) おたよりに交流や共同学習の様子などを紹介します。

◎ 直接的な交流、共同学習

- (1) 入学式、運動会、音楽会、文化祭または卒業式などの各種行事や、教科学習や学級活動などに参加します。
- (2) 所属学級を決め、学級名簿などに氏名を記載します。
- (3) 下駄箱、机、椅子及びロッカーなどを常備します。

◎ 双方向での交流、共同学習

- (1) 在籍校と副学籍校で、学校だよりなどを紹介し合います。
- (2) 作品や手紙、ビデオレター等による交流をします。
- (3) 在籍校の行事に、副学籍校から友だちが出かけるなどの交流をします。

※交流の内容は、本人及び保護者の意向で決められます。



4 実施の手順

月	児童生徒・保護者	在籍校	副学籍校	市教育委員会（市教委）
1 月				保護者へ意向確認票の提出を依頼します 小学部新 1 年生については就学相談の就学先の判断結果説明時に依頼します
2 月	市教委へ意向確認票を提出します			
				在籍校・副学籍校と意向確認票を共有します
6 月		市教委へ副学籍による交流及び共同学習実施希望者名簿（様式 1 号）を提出します		
				保護者へ副学籍校決定通知（様式 2 号）を通知します
				在籍校へ副学籍による交流及び共同学習実施児童生徒一覧表（在籍校用）（様式 3 号）を通知します
				副学籍校へ副学籍による交流及び共同学習実施児童生徒一覧表（副学籍校用）（様式 4 号）を通知します
	交流及び共同学習実施内容を協議します			
7 月以降		市教委へ副学籍による交流及び共同学習活動計画（様式 5 号）を提出します		
				副学籍校へ活動計画（様式 5 号）の写しを送付します
	活動計画に基づき実施します			

- (1) 市教育委員会は、年度末までに保護者へ「副学籍による交流及び共同学習についての意向確認票」を送付し、次年度の副学籍制度の意向確認を行います。
小学部新1年生については、就学相談の就学先判断結果を説明する際に意向確認を行います。
- (2) 市教育委員会は、保護者からの意向確認票の写しを在籍校に提出し、次年度の活動準備を行います。
- (3) 在籍校は、「副学籍による交流及び共同学習実施希望者名簿（様式1号）」を市教育委員会に提出します。
- (4) 市教育委員会は、保護者へ「副学籍校決定通知（様式2号）」により通知します。合わせて、在籍校へ「副学籍による交流及び共同学習実施児童生徒一覧表（在籍校用）（様式3号）」、副学籍校へ「副学籍による交流及び共同学習実施児童生徒一覧表（副学籍校用）（様式4号）」により、副学籍による交流実施報告をします。
- (5) 児童生徒、保護者、在籍校、副学籍校及び関係機関などは、実施内容について協議し、在籍校は、協議内容を踏まえ、「副学籍による交流及び共同学習活動計画（様式5号）」を作成し、市教育委員会へ提出します。
- (6) 市教育委員会は、活動計画の写しを副学籍校へ送付します。
- (7) 活動計画に基づき、副学籍制度を実施します。

諏訪市教育大綱 基本理念

誰もが輝き 誰もが幸せ
新たな時代を切り拓き
つながり続ける **学びの和**

副学籍による交流及び共同学習の手引き

令和5年11月発行

諏訪市教育委員会事務局

教育総務課 学務係

〒392-8511

長野県諏訪市高島一丁目22番30号

TEL 0266-52-4141（内線461、462）

FAX 0266-53-8299
